

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から、省略可能となる頻度

項目 No.	定期検査項目	基準値	過去3年間 最 高 値	給水栓		検査計画年度 回/年	備 考
		mg/L		検査頻度	検査省略 頻 度	給水栓	
1	一般細菌	100個/ml以下	1	月1回	/	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
2	大腸菌	不検出	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	< 0.0003	年1回	3年1回 *1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	< 0.00005				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	< 0.001				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	< 0.001				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	< 0.001				
8	六価クロム化合物	0.02以下 *9	< 0.005				
9	亜硝酸態窒素等	0.04以下	< 0.004	年1回	年1回 *2	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	< 0.001	年4回	/	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.49	年1回		1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.12	年1回	3年1回 *1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.04				
14	四塩化炭素	0.002以下	< 0.0002				
15	1, 4-ジオキシサン	0.05以下	< 0.001				
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	< 0.001				
17	ジクロロメタン	0.02以下	< 0.001				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	< 0.001	年4回	/	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目です。
19	トリクロロエチレン	0.01以下	< 0.001				
20	ベンゼン	0.01以下	< 0.001				
21	塩素酸	0.6以下	0.07				
22	クロロ酢酸	0.02以下	< 0.002				
23	クロロホルム	0.06以下	0.02				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.009				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.006				
26	臭素酸	0.01以下	< 0.001				
27	総トリハロメタン ※1	0.1以下	0.035				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.014				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.011	年1回	3年1回 *1	1	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.006	年4回	年4回	4	
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.011				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	年1回	3年1回 *1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03				
35	銅及びその化合物	1以下	0.02	年1回	3年1回 *1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.6				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	< 0.005	年4回	年4回	4	
38	塩化物イオン	200以下	26.6	月1回	/	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	69	年1回		1	
40	蒸発残留物	500以下	142	年1回	3年1回 *3	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	< 0.02				
42	ジェオスミン ※2	0.00001以下	0.000002	発生時期に 月1回	発生時期に 月1回	4	※4
43	2-メチルイソボルネオール ※3	0.00001以下	0.000004				
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.006	年4回	年4回	4	
45	フェノール類	0.005以下	< 0.0005	年1回	3年1回 *1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.8	月1回	/	12	1ヶ月に1回の検査とされている項目です。
47	pH値	5.8~8.6	7.9				
48	味	異常でない	異常なし				
49	臭気	異常でない	異常なし				
50	色度	5度以下	1.2				
51	濁度	2度以下	0.2				

- 備考 ① *1は、水質基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合
 ② *2は、水質基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合
 ③ *3は、水質基準値の1/2以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合
 ④ ※1は、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロホルムのそれぞれの濃度の総和
 ⑤ ※2の正式名は、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
 ⑥ ※3の正式名は、1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール
 ⑦ ※4は、水源でカビ臭が発生する恐れがある期間に行います。
 ⑧  は、水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ⑨ 「六価クロム化合物」の水道水質基準値の改正に伴い、令和2年4月1日より、基準値0.05mg/Lから0.02mg/Lに変更されます。